

## 役員報酬規程

### 第1章 役員報酬

#### (総則)

第1条 定款第31条に規定する役員の報酬については、定款の定めのほか、この規程の定めるところによる。

#### (役員の報酬)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）には報酬を支払うことができる。また、非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）には、その業務内容、勤務実績等を考慮して報酬を支払うことができる。

#### (報酬額)

第3条 常勤役員の報酬額は月額50万円以下とし、会長が算定する。

- 2 常勤役員が他の組織・機関と兼務する場合は、当該組織・機関との間で従事割合を決定した上で、当協会に対する従事割合に応じて算定する。
- 3 非常勤役員等が理事会、総会等へ出席する場合や業務により遠隔地に出張する場合には、その業務内容、勤務実績等を考慮して日当等として前項の額の範囲以内で、会長が算定する額を支給することができる。

#### (通勤手当の支給)

第4条 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

#### (支給日等)

第5条 常勤役員の報酬は、その全額を通貨によって直接本人に支払う。ただし、本人の同意があるときは、本人名義の銀行その他の金融機関の口座へ振り込むことによって支払う。

- 2 前項の報酬の支給は、毎月事務局職員に対して支給する給与の支給日に支給する。
- 3 非常勤役員の報酬は、勤務実績等を考慮し、随時支給することができる。

#### (支給月額の計算)

第6条 月の途中において就任又は退任（死亡した場合を含む）した常勤役員の報酬月額は、就任の日から又は退任の日までの日数により日割り計算して支給する。

#### (端数の処理)

第7条 この規程の定めるところによる報酬計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

### 第2章 役員退職慰労金

#### (適用範囲)

第8条 当協会の常勤役員に対する退職慰労金（以下「慰労金」という。）の支給については、この規程の定めるところによる。

- 2 常勤役員が他の組織・機関と兼務する場合は、協会が定める従事割合に応じて支給する。

### (支給)

第9条 常勤役員が死亡し又は2年を超えて在任して退任したときは、理事会の決議を経て、会長がこの規程の定めに従って当該常勤役員に対して慰労金を支給する。

### (慰労金の額)

第10条 慰労金の額は、その者の退任の日における報酬月額に、その者が常勤役員として在任した期間に応じた別表に定める支給率を乗じて得た額とする。

2 在任期間中、特に功績が著しいと認められる者に対しては、理事会の決議により、前項により算出した金額にその30%を超えない範囲で慰労金を加算して支給することができる。

### (在任期間の計算)

第11条 退職慰労金の算定の基礎となる在任期間の計算は、常勤役員として引き続いた在任期間とする。

2 前項の規定による在任期間の計算は、常勤役員となった日に属する月から退任した日の属する月までとし、その間に1年未満の端数が生じた場合、6カ月に満たないときは切り捨て、6カ月を越えるときは1年とする。

### (慰労金の減額等)

第12条 常勤役員が次の事由により退任した場合には、理事会の決議により慰労金は減額若しくは支給しないことができる。

(1) 協会の名誉を著しく損なう行為、若しくは協会に損害を与えるなど懲戒に当たる理由で定款第30条の規定により解任された場合

(2) その他特別の事由がある場合

### (端数の処理)

第13条 第7条の規定は、慰労金の計算において準用する。

### (支払方法等)

第14条 慰労金は、次項の場合を除いて、その全額を通貨によって直接本人に支払う。ただし、本人の同意があるときは、本人名義の銀行その他の金融機関の口座へ振り込むことによって支払う。

2 協会が常勤役員を対象に、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を結び加入させている場合には、中小企業退職金共済法及び同法施行令、同法施行規則並びに独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済約款に基づき常勤役員が請求し、支払いを受けるものとする。

3 本規程に定める支払額に対して前項による支払額が過不足した場合には、その過不足額を精算するものとする。

### (支払時期)

第15条 慰労金は、原則として退職の日から60日以内に支払う。

### (死亡退職の取扱い)

第16条 この規程により慰労金を受けるべき本人が死亡したときは、慰労金は遺族に支給する。

### (遺族の範囲)

第17条 この規程にいう遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則の定めるところによ

る。

(債務の弁済)

第18条 慰労金を受ける者が協会に対し弁済すべき債務を負う場合は、受領する慰労金の一部又は全部をもって当該債務を弁済するものとする。

(受給権の処分禁止)

第19条 この規程により慰労金を受ける権利は、他に譲渡し、又は質入れその他担保に供することはできない。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

[沿革]

平成 29 年 5 月 18 日 一部変更

別表

在任期間 (年)	支給率 (%)	在任期間 (年)	支給率 (%)
1	7 0	8	8 0 0
2	1 4 0	9	8 4 6
3	2 4 0	1 0	8 8 0
4	3 2 0	1 1	9 0 2
5	4 5 0	1 2	9 4 8
6	5 4 0	1 3	9 8 8
7	7 0 0	1 4 以上	1 0 0 0

※在任期間 1 年及び 2 年の支給率は、死亡により退任した場合に適用する。